

平成 29 年 6 月 13 日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 林田 英治

「第 15 回定時株主総会招集ご通知」中の提供書面「第 15 期事業報告」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 6 月 1 日付でご送付いたしました当社「第 15 回定時株主総会招集ご通知」中の提供書面「第 15 期事業報告」の一部に修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、記載内容を下記の通り修正させていただきます。

敬 具

記

1. 修正箇所

「第 15 回定時株主総会招集ご通知」 6 4 頁

「第 15 期事業報告」

7. 会社の支配に関する基本方針

(4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

2. 修正内容（修正部分に下線を付しております）

【修正前】

現方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計 3 名から構成される特別委員会を設置することに加え、現方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

【修正後】

現方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置することに加え、現方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております、会社役員としての地位の維持を目的とするものでもありません。

以上